

那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境回復モニタリング委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境回復モニタリング委員会」（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は、那賀川左岸堤防地震・津波対策事業（以下「地震・津波対策事業」という）に対する環境検討結果（平成24年度那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境保全検討委員会）に基づき、環境モニタリングの内容・方法、代償措置を実施する際の順応的管理の具体的な手法に関して各専門家からの技術的指導・助言を頂くことを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、別表に掲げる学識者の委員により構成する。

2 委員会の委員は、四国地方整備局那賀川河川事務所長が委嘱する。

3 委員の任期は原則として1年とし、再任は妨げない。なお、任期満了が年度途中となる場合の任期満了日は、任期最終年度の3月31日とする。

(任 務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

(1) 地震・津波対策事業実施時の環境回復に係る環境モニタリングの内容・方法に関する助言。

(2) 地震・津波対策工事実施における配慮事項の具体的な手法に関する助言。

(3) 代償措置を実施する際の順応的管理の具体的な工事手法に関する助言。

(4) その他前項の目的を達成するための事項。

(委員長)

第5条 委員会は、委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は委員長の発議により開催する。

2 委員長は、委員会の会務を掌理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(情報公開)

第7条 委員会は、原則として公開する。

2 委員会に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、非公開とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、四国地方整備局那賀川河川事務所に置く。

2 事務局は、委員会の運営に関して必要な事務を処理する。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

この規約は、平成25年 8月19日から適用するものとする。

この規約は、第2条に定める目的終了後、その効力を失う。

那賀川左岸堤防地震・津波対策事業環境回復モニタリング委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

分野	氏名	所属	備考
汽水・沿岸域魚類生態学	いぬい りゅうてい 乾 隆帝	山口大学大学院理工学研究科 学術研究員	
海洋生態学・生態系保全	おおた なおとも 大田 直友	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科 准教授	
河川生態学・自然再生	かわぐち よういち 河口 洋一	徳島大学大学院 ソシオテク ノサイエンス研究部 准教授	
植物分類学（地域フロラ）	きのした さとる 木下 覺	徳島県植物研究会会長 （河川・溪流環境アドバイザー）	
魚類系統分類学・生態学	さとう よういち 佐藤 陽一	徳島県立博物館自然課長 （河川・溪流環境アドバイザー）	
水理学・水工学・河川工学	むとう やすのり 武藤 裕則	徳島大学大学院 ソシオテクノサ イエンス研究部 教授 （河川・溪流環境アドバイザー）	
植物生態学	もりもと こうじ 森本 康滋	徳島県自然保護協会 会長 （河川・溪流環境アドバイザー）	
水理学・河川工学	ゆうき とよかつ 湯城 豊勝	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科 教授	委員長